

デジタル庁

令和7年度

予算・機構定員及び税制改正の概要

令和6年12月
デジタル庁

I 令和7年度予算の概要

- ◆ 本年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に定めるデジタル化施策を推進。
 - ✓ マイナンバーカードの利便性向上、行政サービス等の拡充及び民間サービスとの連携を推進。
 - ✓ 健康・医療・介護、防災、こども・子育て等のデジタル化を推進、デジタル原則を踏まえた規制の見直しの実施、AIの利活用、データ戦略・DFFTの推進。
 - ✓ 各府省が共通で利用するシステム・ネットワークの整備、各府省庁の政府情報システムの最適化、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化移行に係る支援、マイナポータルの利便性向上・利用拡大、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等を推進。
- ◆ 社会全体のデジタル化を推進、牽引していくため、司令塔となるデジタル庁の体制を強化。

<令和7年度予算総括表>

事 項	令和6年度 当初予算額 A	令和7年度 概算決定額 B	対前年度増減額 C=B-A	(参考)
				令和6年度 補正追加額
デジタル庁 合計	496,407	475,250	△ 21,157	211,906
デジタル社会形成の推進に関する経費	1,034	1,235	202	3,993
うちマイナンバー制度の推進等に係る経費	403	288	△ 115	820
うち準公共・相互連携分野デジタル化推進に係る経費	299	286	△ 13	652
うちデジタル法制推進に必要な経費	91	68	△ 22	170
うちサイバーセキュリティ対策等に係る経費	127	128	0	-
情報システムの整備・運用に関する経費	480,327	457,281	△ 23,047	207,553
デジタル庁の運営に関する経費	15,046	16,734	1,688	359
うち人件費	11,072	13,080	2,008	130
うちデジタル人材	4,294	5,191	898	-

(注)各々の計数において百万円未満を四捨五入している。

<主な予算の概要>

7年度概算決定額（6年度当初予算額）

1. デジタル社会形成の推進に関する経費

○ マイナンバー制度の推進等に係る経費

2. 9億円※（4. 0億円）

※令和6年度補正追加額8. 2億円

マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用や、公金受取口座の登録を促進する。

○ 準公共・相互連携分野デジタル化推進に係る経費

2. 9億円※（3. 0億円）

※令和6年度補正追加額6. 5億円

個々のサービスにおけるワンスオンリーやデジタル化を実現するため、各分野におけるデータ連携の実証、標準仕様の管理、優れたサービスのカタログ化等の住民の利便性向上、導入コスト低廉化に繋がる取組を実施する。

○ デジタル法制推進に必要な経費

0. 7億円※（0. 9億円）

※令和6年度補正追加額1. 7億円

「構造改革のためのデジタル原則」等をさらに徹底し、政策の企画・立案段階から、「制度・業務・システム」を一体として捉えた検討を実施し、「三位一体」で取組を推進する。また、規制の見直しに資する技術情報を幅広く提供し、規制の見直しや社会実装を促進する。

○ 新技術（AI 及び Web3.0）に関する調査・研究に係る経費

0. 8億円（0. 2億円）

行政におけるAI利活用に係る取組及びWeb3.0に係る安全安心な利用環境整備を実施する。

○ DFFTの具体化のための国際枠組みに関する経費

2. 0億円（3. 0億円）

DFFT具体化のための国際的な枠組み（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）において、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクト等を実施する。

○ サイバーセキュリティ対策等に係る経費

1. 3億円（1. 3億円）

デジタル庁が整備・運用するシステムのセキュリティを確保するための体制等を強化する。

2. 情報システムの整備・運用に関する経費

4, 572. 8億円※（4, 803. 3億円）

※令和6年度補正追加額2, 075. 5億円

国の情報システムの整備・管理の基本方針等に基づき、重複投資を排除し、効率的で利便性の高い情報システムを整備するため、年間を通じた一元的なプロジェクト監理を実施し、デジタル庁で整備する共通基盤の利活用を前提としたシステムの統合・共通化、情報連携を進め、使い勝手のよい行政サービスを実現する。

共通基盤であるマイナポータルの利便性向上、利用拡大のためのオンライン申請機能を充実し、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン・デジタル化、公共サービスメッシュによる行政が保持するデータ活用・連携のための整備等を行うほか、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、ガバメントソリューションサービスやガバメントクラウド等の各府省庁が共通で利用するシステムやネットワークの整備、各府省庁の政府情報システムの最適化、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化移行に係る支援等を推進する。

3. デジタル庁の運営に関する経費

○ デジタル庁の人員費

130. 8億円※（110. 7億円）

※令和6年度補正追加額1. 3億円

デジタル庁の定員内職員、非常勤職員に係る人員費。

○ デジタル庁の体制強化に係る経費

16.6億円（新規）

一部再掲

デジタル社会の実現を推進・牽引していく立場から、デジタル庁に求められる業務に適した体制を強化する。

○ デジタル人材確保に係る経費

1.2億円※（1.2億円）

※令和6年度補正追加額1.0億円

専門的知見等を有するデジタル人材等を採用するために、デジタル庁の業務内容を広報するなど、幅広い人材の確保に向けた取組を実施する。

○ コンプライアンス確保、調達改革に係る経費

2.4億円（2.6億円）

デジタル庁のコンプライアンス確保、IT調達におけるデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するための取組等を推進する。

○ デジタル庁の広報等に係る経費

1.2億円※（1.7億円）

※令和6年度補正追加額0.8億円

デジタル社会の実現に向けた重点計画に掲げられた各施策に関する広報を戦略的に推進する。

II 令和7年度機構・定員の概要

デジタル社会の実現を推進・牽引していく立場から、デジタル庁に求められる業務に適した体制を構築するため、引き続き、国・地方公共団体の情報システムのガバメントクラウドへの移行支援や地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に取り組むとともに、制度・業務・システムの三位一体の取組の推進やデジタル行財政改革の観点から国・地方のデジタル共通基盤の整備・運用等を推進するために必要な体制を整備。

1. 機構

総括審議官 1、審議官 1、企画官 1 を新設

○総括審議官：

デジタル庁のより一層効果的・効率的な組織運営のための官房機能の充実・強化、これによる統括官が担う制度・業務・システムの三位一体の取組やデジタル行財政改革に向けた取組などの政策の総合調整機能の強化

○審議官：

行政分野のみならず、準公共や民間分野での利活用領域が拡大するマイナンバーカード関連諸施策を推進

○企画官：

各情報システムのガバメントクラウドへの移行支援加速化のほか、令和7年度以降の地方公共団体等におけるガバメントクラウド利用料の請求支払管理に係るマネジメントに対応

2. 定員

48人 を新規増員（合理化減▲3人を踏まえると、**45人の純増**）

主なものとして、

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進
- 情報システムのガバメントクラウドへの移行支援加速化/利用料の請求支払管理体制の整備
- 政府情報システムの最適化・見える化の推進
- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化
- 中央省庁等におけるAI利活用の推進

など、社会全体のデジタル化を推進・牽引していくために必要となる体制を整備。

（参考：令和6年度末定員 546人 → 令和7年度末定員 591人）

Ⅲ 税制改正の概要

- ① 新たな預貯金口座付番制度（※）の開始（2024 年度末頃開始予定）に伴い、金融機関が同制度に基づき取得した個人番号等について税法上の告知等の要件を充足できるよう所要の措置を実施
※預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和 3 年法律第 39 号）

- ② デジタル社会形成基本法等の一部改正法（※）によるマイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載に伴い、税務手続における本人確認措置に係る所要の措置を実施
※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）

(参考)

政府情報システム予算の省庁別一覧

(単位：億円)

	令和7年度当初(案)
内閣	22
内閣府等	79
警察庁	239
金融庁	23
総務省	61
法務省	619
外務省	169
財務省	1,084
文部科学省	63
厚生労働省	156
農林水産省	135
経済産業省	91
国土交通省	329
環境省	44
防衛省	314
会計検査院	6
デジタル庁	1,137
合計	4,573

(注1) 上記は、デジタル庁に一括計上されている予算である。

(注2) 内閣府等の「等」は、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、こども家庭庁を指している。

(注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない。